（証券コード 6861）
平成27年５月28日

株 主 各 位

大阪市東淀川区東中島１丁目３番14号
株式会社 キーエンス
代表取締役社長　山　本　晃　則

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月11日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時 平成27年６月12日（金曜日）午前９時30分

2. 場　　所 大阪府高槻市野見町２番33号
高槻現代劇場（文化ホール３階会議室）

3. 目的事項

報告事項
1. 第44期（平成26年３月21日から平成27年３月20日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第44期連結計算書類の監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウエブサイト（http://www.keyence.co.jp/company/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

第44期（平成26年３月21日から平成27年３月20日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、先進国では、原油価格の下落や欧州の債務問題等の影響を受けつつも、米国を中心に緩やかな景気回復が続きました。一方で新興国の経済は、全体として勢いを欠く状態が続いております。国内の景気については緩やかな回復が続き、製造業の設備投資も増加基調となりました。

こうしたなかで、当社グループといたしましては中長期的な成長を維持する観点からも、企画開発面での充実、営業面での強化を図ってまいりました。企画開発面では、形状解析レーザ顕微鏡、３-Axisハイブリッドレーザマーカ、超小型画像判別センサ等の新商品の開発を行い、営業面では、人材の充実強化や海外販売拠点の拡充を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は334,034百万円（前年比26.0％増）、営業利益は175,719百万円（前年比34.5％増）、経常利益は186,347百万円（前年比36.3％増）、当期純利益は121,063百万円（前年比40.9％増）となりました。

当連結会計年度の国内及び海外売上高の状況は次のとおりであります。

地　域	金　額	構成比
国　内	165,113百万円	49.4％
海　外	168,921	50.6
合　計	334,034	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、新商品用の金型等の工具器具及び備品を主なものとして総額3,011百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資のための資金は、自己資金を充当いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第41期 (3ヵ月決算) 平成24年 6月期	第42期 (9ヵ月決算) 平成25年 3月期	(参考) 第41期 第42期 合計	第43期 平成26年 3月期	第44期 (当期) 平成27年 3月期
売上高(百万円)	52,016	165,813	217,830	265,010	334,034
経常利益(百万円)	25,519	82,877	108,396	136,742	186,347
当期純利益(百万円)	15,535	52,043	67,578	85,904	121,063
1株当たり当期純利益(円)	256.16	858.16	1,114.32	1,416.56	1,996.41
総資産(百万円)	686,455	753,985	―	862,176	996,688
純資産(百万円)	658,365	718,256	―	804,204	923,375

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
2. 事業年度の変更に伴い、第41期につきましては、平成24年3月21日から平成24年6月20日までの3ヵ月決算、第42期につきましては、平成24年6月21日から平成25年3月20日までの9ヵ月決算となっております。
3. 参考値として、第41期（3ヵ月決算）と第42期（9ヵ月決算）を単純合計した12ヵ月間の数値を記載しております。なお、1株当たり当期純利益は、12ヵ月間の期中平均株式数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、新興国の経済動向や欧州債務問題の展開等のリスク要因はありますが、先進国を中心に、緩やかな回復が続くとみられます。

当社グループといたしましては、新商品の開発と営業力の強化に一層注力してまいります。長期的にも、グローバルな競争は更に激しくなることが予想され、製造業の合理化、省力化、品質向上、研究開発の強化は不可欠であります。そこに当社グループの事業拡大の大きな可能性があると考えます。こうした可能性に向けて、これまで培ってきたすべての力を結集して業績拡大に邁進する所存であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、自動制御機器、計測機器、情報機器及びその他電子応用機器並びにこれらのシステムの開発、製造及び販売を主要な事業内容としております。

(7) 主要な拠点

本社・研究所　大阪府
東京研究所　東京都
品質評価施設　大阪府
物流センター　大阪府
国内営業拠点　東京営業所、大阪中央営業所、名古屋営業所他
海外営業拠点　KEYENCE CORPORATION OF AMERICA、KEYENCE DEUTSCHLAND GmbH、KEYENCE (CHINA) CO.,LTD.他

(8) 従業員の状況

平成27年３月20日現在における従業員数（就業人員数）は4,444人で、前期末（平成26年３月20日）比で455人増であります。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	US$	%	
KEYENCE CORPORATION OF AMERICA	100千	100	当社商品の販売

2. 会社の株式に関する事項(平成27年３月20日現在)

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 60,801,921株

(うち自己株式162,443株)

(3) 株主数 4,663名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社ティ・ティ	10,867	17.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,695	7.7
滝崎武光	4,688	7.7
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	3,069	5.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,095	3.5
第一生命保険株式会社	898	1.5
ジエーピーモルガンチエースオツペンハイマージヤスデツクレンデイングアカウント	859	1.4
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイッツクライアントメロンオムニバスユーエスペンション	772	1.3
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505225	755	1.2
岡本光一	739	1.2

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成27年３月20日現在)

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
＊取締役会長	滝崎武光	
＊取締役社長	山本晃則	
取締役	寒澤　晃	開発推進部長
取締役	木村　剛	自動認識事業部長
取締役	小西政行	アプリセンサ事業部長 兼精密測定事業部長
取締役	木村圭一	経営情報室長兼事業推進部長 兼事業支援部長
取締役	三木雅之	株式会社ジャストシステム取締役
取締役 特別顧問	佐々木道夫	
取締役	藤本眞人	公認会計士
常勤監査役	北山裕昭	
監査役	高坂敬三	弁護士
監査役	小河耕一	

(注) 1. ＊印は代表取締役を示します。
2. 取締役藤本眞人は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役北山裕昭、高坂敬三、小河耕一は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役藤本眞人、監査役北山裕昭、高坂敬三、小河耕一は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 当期中の役員の異動
(1) 就任
平成26年６月12日開催の第43回定時株主総会において木村圭一、三木雅之、藤本眞人が取締役に選任され、就任いたしました。
平成26年６月12日開催の第43回定時株主総会において植田祥裕が監査役に選任され、就任いたしました。
(2) 退任
平成26年６月12日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって、植田祥裕、出野朋英は取締役を退任いたしました。
平成27年１月30日をもって、監査役植田祥裕は、辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取　締　役	11人	278百万円
監　査　役	4人	44百万円
計	15人	323百万円

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)は含まれておりません。
2. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は、4人で28百万円であります。
3. 当社の取締役の報酬は、役員報酬内規に基づき、株主総会の決議による報酬総額の限度内において決定しております。また、経営責任を明確にするとともに業績向上へのインセンティブを高めるため、連結営業利益に連動した変動報酬型としております。
4. 当社の監査役の報酬は、役員報酬内規に基づき、株主総会の決議による報酬総額の限度内において決定しております。また、監査の中立性を確保するため、業績には連動せず監査役会の協議により決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の主な活動状況

期中に取締役会を11回、監査役会を12回開催いたしましたが、監査役北山裕昭、高坂敬三、小河耕一はこれらすべてに出席いたしました。また、取締役藤本眞人は、就任後に開催されたすべての取締役会に出席いたしました。

各社外役員は、出席した会議において、主に法令及び財務的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、「監査役会規則」に則り、会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する場合は、監査役全員の同意により解任できるものとします。

また、上記事由に加えて、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の同意または決議を経て、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するように請求いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全ての役職員が共有する価値観と行動規範を明確にした「コーポレートポリシー」を定め、定期的な教育を実施し、その遵守徹底やコンプライアンス意識の周知徹底を図り、また取締役会で見直しを行いその実効性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、企画・報告書等取締役の職務執行に関わる情報については、社内規則に基づき保存・管理する。

各取締役及び各監査役の請求があるときは、これを閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・環境・災害・品質管理・輸出管理などに関わるリスクについては、それぞれの対応部署で必要に応じ規則・ガイドラインを制定し、管理責任者を特定するとともに、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、それぞれの部署責任者から取締役会に報告し、リスク管理体制を改善する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

全社に影響を及ぼす重要な事項等については、多面的な検討を経て適正に決定するため、定例的な役員連絡会等を開催するほか、職務権限と意思決定の手順を明確化する。また各事業部の業績推進については、定例報告会にて検討、管理を行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営管理面の重要事項については、事前に協議・検討を行う運用を実施するとともに、業績推進面における事項についても定期的に報告を受けるものとする。

グループ会社への内部監査部署の監査を適宜実施する。

災害時の緊急連絡窓口部署は、国内会社及び海外会社それぞれを所管する部署とし、適宜・適切な助言・支援を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

求められた場合は監査役の同意を得て監査役を補助すべき使用人を選定する。

(7) 上記(6)に掲げる使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得、業務の独立性を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

役員連絡会、事業部連絡会、組織監査連絡会等の定例会議への監査役出席を確保するとともに、代表取締役及び取締役との定例ミーティングを実施する。監査役への報告する事項として以下とする。

① 役員会で審議・報告された事項
② 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
③ 内部監査部署が実施した内部監査の結果
④ 役職員の重要な違法行為

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部署との緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ各取締役及び各部署に対し、意見を述べるほか調査・報告等を要請することができるものとする。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月20日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	772,632	流動負債	66,657
現金及び預金	102,678	支払手形及び買掛金	6,553
受取手形及び売掛金	98,864	未払法人税等	40,754
有価証券	537,278	賞与引当金	6,433
たな卸資産	20,616	その他	12,914
繰延税金資産	11,002	固定負債	6,655
その他	2,470	その他	6,655
貸倒引当金	△278	負債合計	73,312
固定資産	224,056	（純資産の部）	
有形固定資産	16,895	株主資本	909,877
建物及び構築物	5,777	資本金	30,637
工具器具及び備品	3,655	資本剰余金	30,531
土地	6,689	利益剰余金	851,775
その他	772	自己株式	△3,066
無形固定資産	1,147	その他の包括利益累計額	13,498
その他	1,147	その他有価証券評価差額金	5,642
投資その他の資産	206,012	為替換算調整勘定	7,869
投資有価証券	178,256	退職給付に係る調整累計額	△14
金銭の信託	25,719		
繰延税金資産	154		
その他	1,955		
貸倒引当金	△72	純資産合計	923,375
資産合計	996,688	負債純資産合計	996,688

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年３月21日から
平成27年３月20日まで）

（単位　百万円）

科目	金額
売上高	334,034
売上原価	67,615
売上総利益	266,419
販売費及び一般管理費	90,700
営業利益	175,719
営業外収益	12,219
営業外費用	1,590
経常利益	186,347
税金等調整前当期純利益	186,347
法人税、住民税及び事業税	67,079
法人税等調整額	△1,795
当期純利益	121,063

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年３月21日から
平成27年３月20日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年３月21日　残高	30,637	30,531	738,595	△2,955	796,808
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,883		△7,883
当期純利益			121,063		121,063
自己株式の取得				△112	△112
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	113,180	△111	113,068
平成27年３月20日　残高	30,637	30,531	851,775	△3,066	909,877

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年３月21日　残高	4,505	2,890	—	7,395	804,204
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△7,883
当期純利益					121,063
自己株式の取得					△112
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,137	4,978	△14	6,102	6,102
連結会計年度中の変動額合計	1,137	4,978	△14	6,102	119,170
平成27年３月20日　残高	5,642	7,869	△14	13,498	923,375

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

子会社27社を連結の範囲に含めております。主要な連結子会社は、KEYENCE CORPORATION OF AMERICAであります。

すべての非連結子会社２社に持分法を適用しております。主要な非連結子会社は、株式会社ジャストシステムであります。

当連結会計年度より、支配力基準に基づいて、株式会社ジャストシステムは当社の子会社となりました。ただし、当社はこの状態が一時的であると判断しているため、連結の範囲には含めず、持分法適用の非連結子会社としております。また、当連結会計年度において、新たに子会社１社を設立しましたが、連結計算書類に与える影響の重要性が乏しいことから、連結の範囲には含めず、持分法適用の非連結子会社としております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社のうちKEYENCE（CHINA）CO.,LTD.ほか在外子会社５社の決算日は12月末日、在外子会社１社の決算日は３月末日でありますが、連結計算書類の作成に当たっては、２月末日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。これら７社を除く在外子会社14社及び国内子会社１社の決算日は２月末日であります。これら15社について、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、これらの仮決算日及び決算日と連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 金銭の信託に含まれる有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

③ たな卸資産

当社及び国内子会社は主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、在外子会社は主として総平均法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内子会社は定率法（ただし、平成19年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外子会社は主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産

主として定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外子会社は相手先の財政状態を個別に判定して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給予想額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

有形固定資産の減価償却累計額　34,673百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　60,801,921株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月12日定時株主総会	普通株式	1,819百万円	30円	平成26年３月20日	平成26年６月13日
平成26年10月29日取締役会	普通株式	6,064百万円	100円	平成26年９月20日	平成26年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月12日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	6,063百万円
② １株当たり配当額	100円
③ 基準日	平成27年３月20日
④ 効力発生日	平成27年６月15日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い債券等の金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては取引先の財務状況や取引実績を評価し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託は、主として信用度の高い公社債等を対象としているため、信用リスクは僅少です。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、継続的に保有の妥当性を検討しております。支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、１年内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月20日における連結貸借対照表計上額、時価及び差額

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
現金及び預金	102,678	102,678	―
受取手形及び売掛金	98,864	98,864	―
有価証券及び投資有価証券(※)	715,527	724,259	8,731
金銭の信託	25,719	25,719	―
資産計	942,789	951,521	8,731
支払手形及び買掛金	6,553	6,553	―
未払法人税等	40,754	40,754	―
負債計	47,308	47,308	―

※時価を把握することが極めて困難なものは含まれておりません。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金並びに未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託

株式は取引所の価格によっており、債券及び金銭の信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額６百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額	15,227円30銭
１株当たり当期純利益	1,996円41銭

貸借対照表

（平成27年３月20日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**702,444**	**流動負債**	**57,343**
現金及び預金	58,706	買掛金	4,967
受取手形	15,792	未払法人税等	38,681
売掛金	75,126	賞与引当金	4,937
有価証券	530,295	その他	8,755
たな卸資産	15,333	**固定負債**	**2,913**
繰延税金資産	5,712	その他	2,913
その他	1,549	**負債合計**	**60,256**
貸倒引当金	△73	**（純資産の部）**	
固定資産	**218,648**	**株主資本**	**855,214**
有形固定資産	**7,758**	**資本金**	**30,637**
建物及び構築物	5,417	**資本剰余金**	**30,531**
工具器具及び備品	2,068	資本準備金	30,526
その他	272	その他資本剰余金	4
無形固定資産	**559**	**利益剰余金**	**797,111**
その他	559	利益準備金	692
投資その他の資産	**210,330**	その他利益剰余金	796,419
投資有価証券	166,894	別途積立金	684,803
関係会社株式	16,624	繰越利益剰余金	111,616
関係会社出資金	126	**自己株式**	**△3,066**
金銭の信託	25,719	**評価・換算差額等**	**5,622**
その他	1,038	**その他有価証券評価差額金**	**5,622**
貸倒引当金	△72	**純資産合計**	**860,836**
資産合計	**921,093**	**負債純資産合計**	**921,093**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年３月21日から
平成27年３月20日まで）

（単位　百万円）

科　　目	金　　額
売　　上　　高	269,948
売　上　原　価	58,730
売　上　総　利　益	211,218
販売費及び一般管理費	50,507
営　業　利　益	160,711
営　業　外　収　益	14,705
営　業　外　費　用	121
経　常　利　益	175,295
税引前当期純利益	175,295
法人税、住民税及び事業税	61,047
法　人　税　等　調　整　額	△925
当　期　純　利　益	115,173

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年３月21日から
平成27年３月20日まで）

（単位　百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年３月21日　残高	30,637	30,526	4	30,531	692	610,803	78,326	689,822
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						74,000	△74,000	—
剰余金の配当							△7,883	△7,883
当期純利益							115,173	115,173
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	74,000	33,289	107,289
平成27年３月20日　残高	30,637	30,526	4	30,531	692	684,803	111,616	797,111

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年３月21日　残高	△2,955	748,035	4,493	4,493	752,529
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△7,883			△7,883
当期純利益		115,173			115,173
自己株式の取得	△112	△112			△112
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,128	1,128	1,128
事業年度中の変動額合計	△111	107,178	1,128	1,128	108,306
平成27年３月20日　残高	△3,066	855,214	5,622	5,622	860,836

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(3) 金銭の信託に含まれる有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成19年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給予想額のうち当期負担額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社に対する債権・債務

売掛金	28,119百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　29,855百万円

（損益計算書関係）

関係会社との取引高

〈営業取引〉

売上高	114,975百万円
仕入高	16,699百万円
その他の営業取引	1,511百万円

〈営業取引以外の取引高〉

受取配当金	2,898百万円

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	162,443株

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,977百万円
賞与引当金	1,752百万円
その他	1,362百万円
繰延税金資産合計	6,093百万円
繰延税金負債	
投資有価証券	△1,762百万円
金銭の信託	△1,321百万円
その他	△38百万円
繰延税金負債合計	△3,122百万円
繰延税金資産純額	2,970百万円

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額	14,195円98銭
１株当たり当期純利益	1,899円27銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年４月27日

株式会社　キーエンス
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　辻　内　　章　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　浦　宏　和　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社キーエンスの平成26年３月21日から平成27年３月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キーエンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年４月27日

株式会社　キーエンス
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　辻　内　　章　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　浦　宏　和　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社キーエンスの平成26年３月21日から平成27年３月20日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年３月21日から平成27年３月20日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、組織監査チームその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において、開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月７日

株式会社キーエンス　監査役会

常勤監査役　北　山　裕　昭　㊞

監　査　役　高　坂　敬　三　㊞

監　査　役　小　河　耕　一　㊞

（注）監査役全員は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境見通しを考慮し、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

①配当財産の種類　金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金100円

配当総額　　金6,063,947,800円

なお、中間配当金として１株につき100円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき200円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月15日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

①増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　105,000,000,000円

②減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　105,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年度税制改正により、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率が引き下げられることになりましたが、当社の場合、従来の事業年度では平成28年３月21日以降の適用となります。この遅れを少なくするために、平成27年６月21日から新事業年度を開始するものであります。

この為に、第45期事業年度は平成27年３月21日より平成27年６月20日の３ヵ月間、第46事業年度は平成27年６月21日より平成28年３月20日の９ヵ月間とし、その後は従来の事業年度（３月21日より翌年３月20日）に戻すものであります。併せて事業年度の変更に伴う定時株主総会の基準日の変更、及び事業年度の変更に伴う経過措置として附則を新設するものであります。なお、本附則につきましては、第46期事業年度の終了後これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（定時株主総会の基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月20日とする。	（定時株主総会の基準日） 第13条　（現行どおり） ただし、平成27年３月21日から始まる第45期事業年度においては平成27年６月20日とする。
（事業年度） 第38条　当会社の事業年度は、毎年３月21日から翌年３月20日までの１年とする。	（事業年度） 第38条　（現行どおり） ただし、平成27年３月21日から始まる第45期事業年度は、平成27年６月20日までの３ヵ月間とし、平成27年６月21日から始まる第46期事業年度は、平成28年３月20日までの９ヵ月間とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（期末配当金） 第39条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。	（期末配当金） 第39条　（現行どおり）
	ただし、平成27年３月21日から始まる第45期事業年度においては、平成27年６月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払う。
（新設）	附則 第１条 第40条（中間配当金）の規定にかかわらず、第45期事業年度と第46期事業年度については中間配当を行わない。 第２条 第13条ただし書きおよび第39条ただし書きは、第45期事業年度の終了後、これを削除する。 第３条 第38条ただし書きは、第46期事業年度の終了後、これを削除する。 第４条 前３条および本条は、第46期事業年度の終了後、これを削除する。

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	滝崎武光（たきざきたけみつ） (昭和20年６月10日生)	昭和47年３月　リード電機創業 昭和49年５月　リード電機株式会社(現株式会社キーエンス）設立 代表取締役社長 平成12年12月　代表取締役会長 平成27年３月　取締役名誉会長（現任）	4,688,618株
2	山本晃則（やまもとあきのり） (昭和40年２月28日生)	昭和62年４月　当社入社 平成16年３月　FIGNA事業部長 平成21年６月　取締役事業推進部長兼MECT事業部長 平成22年12月　代表取締役社長（現任）	688株
3	寒澤晃（かんざわあきら） (昭和32年３月６日生)	昭和56年３月　当社入社 平成10年１月　商品強化部長 平成21年６月　取締役開発推進部長（現任）	―株
4	木村剛（きむらつよし） (昭和42年１月６日生)	平成元年４月　当社入社 平成17年３月　AC事業部長 平成21年６月　取締役FA-IN事業部長 平成23年９月　取締役自動認識事業部長（現任）	110株
5	小西政行（こにしまさゆき） (昭和42年９月８日生)	平成３年４月　当社入社 平成17年３月　VISIA事業部長 平成24年６月　取締役センサ事業部長 平成25年12月　取締役アプリセンサ事業部長兼精密測定事業部長（現任）	―株
6	木村圭一（きむらけいいち） (昭和43年３月16日生)	平成３年４月　当社入社 平成23年９月　マイクロスコープ事業部長 平成26年６月　取締役経営情報室長兼事業推進部長兼事業支援部長（現任）	500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	三木雅之（みきまさゆき） (昭和50年4月3日生)	平成10年4月　当社入社 平成21年6月　株式会社ジャストシステム取締役（現任） 平成26年6月　当社取締役（現任）	―株
8	山田淳平（やまだじゅんぺい） (昭和49年9月26日生)	平成9年4月　当社入社 平成25年9月　精密測定事業部長 平成25年12月　マイクロスコープ事業部長（現任）	200株
9	藤本眞人（ふじもとまさと） (昭和28年6月24日生)	昭和57年9月　公認会計士登録 平成10年6月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 平成23年11月　藤本眞人公認会計士事務所開業 平成25年6月　株式会社中央倉庫社外監査役（現任） 平成26年6月　当社社外取締役（現任）	―株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤本眞人氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、藤本眞人氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。
4. 藤本眞人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 藤本眞人氏につきましては、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務に精通し、企業を統治する見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 藤本眞人氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに籍をおいておりましたが、当社の会計監査業務には関わっておらず、また平成23年10月に同監査法人を退所され、個人事務所を運営していることから、十分に独立性を有していると判断しております。
7. 藤本眞人氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役北山裕昭は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
北山裕昭（きたやまひろあき） (昭和33年12月23日生)	平成13年10月　株式会社三井住友銀行下関支店長 平成24年４月　株式会社三重銀行常務執行役員大阪法人営業部長兼大阪支店長 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	―株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 北山裕昭氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 当社は、北山裕昭氏との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。
4. 北山裕昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 北山裕昭氏につきましては、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 当社と株式会社三井住友銀行との間には定常的な銀行取引がありますが、取引金額は僅少であります。
7. 当社と株式会社三重銀行との間に銀行取引はありません。
8. 北山裕昭氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
梶浦和人（かじうらかずひと） (昭和25年１月25日生)	昭和53年４月　公認会計士登録 平成元年６月　サンワ等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 平成25年２月　梶浦公認会計士事務所開業	100株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梶浦和人氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 当社は、梶浦和人氏が監査役に就任した場合、同氏との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 梶浦和人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 梶浦和人氏につきましては、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 梶浦和人氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに籍をおいておりましたが、平成25年１月に同監査法人を退所され、個人事務所を運営していることから、十分に独立性を有していると判断しております。

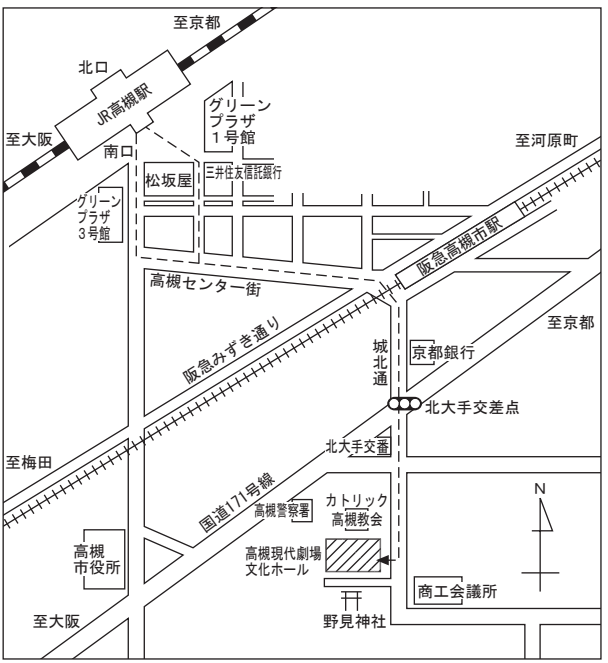
以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図

（大阪府高槻市野見町２番33号
高槻現代劇場文化ホール３階会議室）



- **ＪＲ高槻駅南口下車**
  高槻センター街経由城北通より南へ徒歩約15分
- **阪急高槻市駅南口下車**
  城北通より南へ徒歩約７分

お車でのご来場はできるだけご遠慮ください。